

みなとみらい21線みなとみらい駅

飲料自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領

2020年2月実施

横浜高速鉄道株式会社

## 1 概要

みなとみらい2 1線みなとみらい駅に設置する飲料自動販売機(以下「自販機」という。)について、既設自販機の契約期間が満了することに伴い、提案方式により、当社の求める条件に最も合致する事業者と設置に係る契約を締結します。

## 2 応募資格

- (1) 本要項の条件等を理解し、全グループに対する提案が出来ること。また、提案内容について責任持って実現できる企業であること
- (2) 自社製造の製品を有していること
- (3) 提案内容に必要な許認可、免許等を有すること
- (4) 管理運営において、ノウハウ、資力及び実績を有すること
- (5) 2017年度及び2018年度において、鉄道施設内における自販機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (7) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (8) 自ら又はその役員、従業員等が暴力団員及び暴力団その他これに準ずる反社会的勢力に属するものでないこと。
- (9) その他当社が不相当と判断する事由を有しないこと

## 3 設置条件等

### (1) 設置予定箇所

設置箇所をAからEまでの5グループに分けグループごとに事業者を選定する。

詳細は別紙2のとおりとし、指定箇所への使用済容器回収ボックス(以下「回収ボックス」という。)の新設を必須とする。ただし自販機外枠※1に据え付けてある既設回収ボックスを継続使用する箇所については、新設を不要とする。 ※1…自販機の外側を覆う既設の囲い

### (2) 設置者数

5者までとし、審査の結果により振り分ける。(9(2)参照)

### (3) 設置する自販機および回収ボックスの規格等

#### ア 外形

別紙2に示した場所に、別紙1の記載を超えないものを設置すること。ただし自販機選定および設置にあたる詳細な採寸は各事業者にて実施すること。

#### イ 消費電力量

1,500W以内とすること。

#### ウ 機能等

ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自販機を設置すること。

設置する自販機のうち、当社の指定箇所に設置する自販機はユニバーサルデザインに配慮し

たもの、または当社の操作により災害時に飲料を無償提供に切り替えることができる自販機とすること。なお、災害時において当社の判断により無償提供に切り替えた場合、設置事業者は自販機内の在庫商品を当社に対し無償提供とすること。

エ 外装等

自販機の外装もしくは設置箇所の自販機外枠について、駅構内のデザインに配慮した外装とし、当社の了承の上デザインを決定すること。

オ 広告の掲示

当該自販機の販促となるもの以外、原則としてこれを認めない。また、外装との調和などを考慮するものとする。

カ 決済方法等

設置時より現金の他、交通系 IC カードに対応していること。その他の決済方法については当社へ報告後に運用を開始すること。

キ 安全面等

設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、適切な転倒防止対策を施工する等、安全面を考慮すること。また、アンカー打設等については当社の指示に従うこと。

ク その他

原則として、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた回収ボックス（ごみ袋付き）を設置すること。ただし新設する回収ボックスは、扉を開かずボックス内部が確認できるものとする。また当社の了承の上、設置位置周辺と調和するデザインとすること。

(4) 締結予定の契約

設置予定事業者と当社の間で「みなとみらい 21 線みなとみらい駅構内における自販機業務に関する営業承認契約（予定）」を締結する。なお、本貸付契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約とする。

(5) 契約期間

2020年6月1日から2023年5月31日まで

※鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による場合の営業中止、中途解約について契約条項となることを承諾の上、契約すること。

(6) 売上報告書の提出

自販機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに売上報告書を提出すること。なお、履行状況を確認するため、当社が利用状況等についての現地調査を行う場合、又は関係資料の提出を求めたときには速やかに当社に協力すること。

(7) 取扱商品

飲料（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類）及び食品（菓子等）とすること。

- ア 飲料については、缶（アルミ・スチール）及びビン（ガラス・プラスチック）等の密閉型容器入り各種飲料（アルコール飲料は除く）とすること。
- イ 食品については、自販機付属の電子レンジ等で加熱調理して提供する紙製又はプラスチック製容器入りの軽食・スナック類は取り扱わないこと。

#### （８）設置事業者の費用負担等

自販機設置に伴う費用負担は次のとおり。

##### ア 営業料

自販機設置後に毎月の売上に営業料率を乗じ、1ヶ月ごとに当社へ支払うこと。

また、毎年6月から翌年5月までの12ヶ月間の合計支払い額が提案した保証額に満たない場合は、保証額との差額を別途当社へ支払うこと。ただし、1日から末日までの全ての日に自販機が設置されていない場合は当該月を除外し、保証額を12で割った額面を除外した月数分差引いた額を保証額として差額を算出すること。

##### イ 道路占用料相当額（設置場所が道路下の場合に発生）

参考：2018年度徴収実績 月額156円/m<sup>2</sup>（税別）

##### ウ 電気使用料相当額

参考：2018年度徴収実績 月額5,000円/台（税別）

##### エ 外装費

自販機外装は、当社と協議の上駅構内のデザインに配慮したものとし、変更が必要な場合の諸費用は当該設置事業者の負担とする。また、自販機外枠の変更が必要な場合の諸費用については、AからEまですべての設置事業者による均等負担とする。ただし、各事業者の負担上限額は150,000円（税別）までとする。

##### オ 撤去費

契約満了時並びに鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による中途解約により自販機を撤去する場合の費用

##### カ 回収ボックス設置管理費

回収ボックス設置や収集・廃棄に係る費用

##### キ 補償費

損害賠償時等における補償費用

##### ク 書類作成費

設置に係る申請等の書類作成及び提出に要する費用

#### （９）維持管理責任

- ア 商品補充、釣銭管理など自販機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意すること。商品の欠品が発生した場合は、発生当日もしくは翌日までに補充すること。
- イ 設置箇所ごとに、缶、ペットボトル、ビン等をそれぞれ分別回収できるよう不回収ボックスを設置するとともに、空き容器が自販機周辺に散乱することなどが無いよう、設置者の責任で回

収、処分及び清掃を行うこと。なお、回収の頻度は3日に1度以上とし、土曜日、日曜日、祝日は可能な限り全日回収し、処分の際は関係法令を順守し処分すること。

複数の自販機で回収ボックスを他事業者と共用する場合は、各設置事業者が調整して回収・処分及び清掃を行うこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策等については関係法令等を遵守すること。また、自販機本体及び設置箇所周辺の美化に努めること。

エ 据付面及び周辺環境を十分確認したうえで、原則としてアンカーボルトにより自販機の脚部を固定すること。ただし、アンカーボルトが施工できない場合や当社が認める場合は自販機脚部に転倒防止用鉄板を固定して設置すること。

オ 電源との接続部等については、必ず漏電防止の措置を取ること。

カ 故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自販機表面の見やすい位置に、故障・不具合時等の連絡先を明記すること。

キ 商品または補充等に不備があった場合は、ただちに当社に報告するとともに、適切な対応をとること。

#### (10) 損害賠償

ア 自販機及びその商品等が当社または第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任において損害を賠償すること。

イ 設備停止を伴うような事故が発生する等の状況により、自販機による販売を一時停止しなければならなくなった場合において、当社は一切の責を負わないものとする。また、諸官庁の指示等による販売停止等があった場合においても、それに伴う減収等について当社は一切の責を負わないものとする。

ウ 鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの指示等により中途解約する場合においても、当社は一切の責を負わないものとする。

#### (11) 禁止事項

次に掲げる行為を禁止し、判明した場合は違反事項として契約解除の事由とします。

ア 自販機設置運営事業以外の用途で使用する

イ 契約物件に建物を建設又は工作物を設置すること

ウ 契約物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること

エ 駅構内の秩序を乱す行為

オ 使用許可条件に違反する行為

カ 履行状況に対する是正指示に反する行為

## 4 提案内容及び応募書類

### (1) 提案項目

以下の項目について提出、提案をお願いします。

- ア 全グループの保証額、営業料率
- イ 主な販売品目、販売価格
- ウ 環境対策自販機仕様
- エ オペレーション体制
- オ 緊急連絡体制
- カ 社員教育体制
- キ その他付加価値提案等

## (2) 応募書類

- ア 提案書（４（１）参照、提案書（様式１）、その他様式自由）
- イ 鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書（様式２）
- ウ 会社概要（様式自由）
- エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）
- オ 代表者の印鑑証明書
- カ 設置を希望する自販機のカタログ

## 5 進行スケジュール（予定は変更になる場合があります。予めご了承ください。）

- (1) 実施要項等公開 2020年 2月17日
- (2) 質問締切 2020年 3月 5日
- (3) 提案書等の提出期限 2020年 3月13日
- (4) 提案内容の審査・選定 2020年 3月16日
- (5) 審査結果の通知 2020年 3月17日
- (6) 設置事業者・当社打合せ 2020年 3月18日～2020年3月26日に実施
- (7) 設置 2020年 5月最終週に実施予定
- (8) 運営開始 2020年 6月開始

## 6 実施要領、仕様書等

書類一式は横浜高速鉄道ホームページの以下のURLよりダウンロードしてください。

URL: <https://www.mm21railway.co.jp/info/news/2020/02/post-167.html>

## 7 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

2020年2月17日から3月5日まで

### (2) 質問提出方法

質問を電子メールにより、次の送付先に送付してください。

質問の送付先：eigyout@mm21railway.co.jp

※メールの件名は、【自販機設置予定事業者質問書】 貴社名 としてください。

(3) 回答

質問に対する回答は、送付されたメールアドレスに送付します。

8 応募書類の提出

(1) 提出期間

2020年3月6日から2020年3月13日 17:30まで

(2) 提出方法

応募書類一式をご用意のうえ、提出先に直接または郵送にて提出ください。

(3) その他

応募書類の取扱い等

応募書類は、返却しません。

費用の負担

応募書類の作成等に要する経費は応募者の負担とします。

9 選考

(1) 審査

横浜高速鉄道社内において審査を実施するものとし、選考する予定です。

(2) 選定方法

提案項目のうち、保証額（税抜・営業承認後12ヶ月間）と営業料率を基本に5者を選定します。  
なお、提案項目イからカまでは選定時の参考とします。

**【選定事業者数による振り分け方法等】**

- ・選定事業者が5者であった場合  
1者に対し1グループずつ振り分けます。
- ・選定事業者が1者のみであった場合  
その1者を全グループの設置予定事業者として決定します。
- ・選定事業者が2者であった場合  
1者に3グループ、他の1者に2グループを振り分けます。
- ・選定事業者が3者であった場合  
2者に2グループ、他の1者に1グループを振り分けます。
- ・選定事業者が4者であった場合  
1者に2グループ、他の3者に1グループずつ振り分けます。
- ・決定された設置予定事業者が設置を辞退した場合は、次順位の事業者を設置予定事業者とします。  
なお、設置箇所は辞退者の設置箇所とし、設置辞退による他設置予定事業者の設置箇所の変更は行いません。

## 1 0 審査結果の通知

審査の結果は2020年3月17日発送にてすべての応募者に郵送により書面で通知します。  
なお審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

## 1 1 契約について

本提案は事業者の特定を目的に実施するものであり、契約は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。当社と選定事業者による協議及び調整が整った後、契約を締結します。

## 1 2 添付書類

### (1) 資料

- ・自販機グループおよび保証額、営業料率（別紙1）
- ・自販機配置図（別紙2）

### (2) 応募書類

- ・提案書（様式1）
- ・鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書（様式2）

## 1 3 問い合わせ先

担当部署：横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課営業推進係

所在地：横浜市中区元町一丁目11番地

連絡先：電話 045-664-0625

メール eigyou@mm21railway.co.jp